

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
愛知県半田市神明町1-1
瀧上工業株式会社
2. 指名停止措置期間
平成28年11月16日 から 平成29年 2月15日まで（3ヵ月）
3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要
瀧上工業株式会社の営業本部長兼東京支店長ら社員3名が、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所の職員に対して行った贈賄などの容疑により、平成28年9月30日に愛知県警に逮捕され、同年10月21日に名古屋地方検察庁に起訴されたため。
5. 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第3号（贈賄）等に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---|
| (贈賄) 4 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第2号に掲げる場合を除く。） イ 代表役員等 ロ 一般役員等 | 逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内 |
| (公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においては、イに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。） イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該部局の管轄する区域外の他の公共機関の職員 | 逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内 |

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 白戸 副康 電話018-836-2070